

#### 第 4 1 号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 9 条の 2 各号列記以外の部分中「あつて」を「あつて」に改め、  
同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 9 条の 3 第 1 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第 2  
号中「至つた」を「至った」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条  
第 3 項各号列記以外の部分中「至つた」を「至った」に改め、同項第 1  
号中「なつた」を「なつた」に、「禁錮」を「拘禁刑」に、「処せられ  
なかつた」を「処せられなかった」に改め、同項第 2 号中「なつた」を  
「なつた」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第 4 項中「なくな  
つた」を「なくなつた」に改める。

第 3 1 条第 2 項中「及び第 1 5 条」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 3 1 条第 2 項の改正規定及び付則第 4 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例第 2 9 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及

び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て規則で定める。

（足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年足立区条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 9 項中「及び第 1 5 条」を削る。

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員等に対し住居手当を支給するための改正を行うほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。